

◆「令和2年度」の各種件数等

①いじめ認知件数・・・「いじめ」として学校が認知した数。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と

一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを

通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じてい

るもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

小学校 204件

中学校 22件

計 226件

②不登校人数・・・病気や経済的な理由によるものを除き、年間30日以上欠席した児童生徒数。

小学校 57人

中学校 137人

計 194人

③子供の貧困者数・・・（※要保護・準要保護児童生徒数）

※子供の貧困者数が、要保護・準要保護児童生徒数とイコールということではありませんが、

子供の貧困対策における市としての教育支援の一つであることから、このデータを報告させて

いただくものでございます。

「要保護者」は、生活保護法第6条第2項の規定による要保護者である者であって、福祉事務所長の生活保護決定により、生活保護開始日から教育委員会が認定した者。

「準要保護者」は、生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯であって、要件にあてはまる方の中から、教育委員会が認定した者。

（世帯全員の市民税が非課税である者、児童扶養手当の支給を受けている者、

世帯全員の所得が生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年間の
基準生活費の1.5倍以内の者等)

(令和2年5月1日時点)

小学校	要保護	32人	、	準要保護	342人	、	計	374人
中学校	要保護	13人	、	準要保護	210人	、	計	223人
計	要保護	45人	、	準要保護	552人	、	計	597人

④ 障害児数・・・令和2年5月1日時点で、市内小中学校の特別支援学級に在籍していた児童・生徒数。

小学校	知的	205人
	自閉・情緒	89人
	難聴	1人
	計	295人

中学校	知的	55人
	自閉・情緒	35人
	計	90人